

熊本大学大学院博士課程奨学生金給付制度（KDS）実施要領

〔 平成 22 年 4 月 19 日
学 長 裁 定 〕

（趣旨）

第 1 この要領は、熊本大学大学院博士課程（博士前期課程を除く。以下「博士課程」という。）において、優秀な学生の確保及び教育研究活動の活発化を図ることを目的として実施する熊本大学大学院博士課程奨学生金給付制度（以下「KDS」という。）に関し、必要な事項を定める。

（給付対象者）

第 2 奨学生の給付対象者は、博士課程に在学する学生で、入学試験の成績、学業成績又は学術研究活動において、特に優秀な成果を修めたと認められるものとする。ただし、在学期間が標準修業年限を超える学生は対象としない。

（給付人数）

第 3 一年度あたりの奨学生の給付人数については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般枠 全学で 33 人
- (2) 私費留学生枠（大型の競争的資金による拠点研究等（学内の拠点形成研究を含む。）に参加する私費留学生についての枠をいう。以下同じ。） 入学時期等に応じて、全学で 13 人程度

（申請手続）

第 4 奨学生の給付を申請しようとする者（過去の受給者を含む。）は、指導教員の推薦を得て、別表 1 又は別表 2 に規定する申請期限までに、博士課程奨学生金給付申請書（別紙様式 1）を所属の研究科等の長に提出するものとする。なお、私費留学生枠の申請については、研究拠点の代表者を経由して、研究科等の長に提出するものとする。

（研究科等からの推薦）

第 5 各研究科等の長は、奨学生の給付を申請した者のうち、入学試験の成績、前年度 1 年間の学業成績又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたと認められるものを選考し、推薦順位及び推薦の判断根拠となった理由を付して、別表 1 又は別表 2 に規定する推薦期限までに、学長に推薦するものとする。

2 前項の規定により各研究科等の長が推薦する人数は、別表 1 又は別表 2 に定めるとおりとする。

第 6 私費留学生（5 月 1 日現在において博士課程に在学する者に限る。）については、一般枠及び私費留学生枠への重複推薦を妨げない。ただし、給付対象者としての決定は、いずれか一方の枠についてのみ行うものとする。

2 私費留学生枠に採用された 10 月入学者については、第 4 及び第 5 の規定にかかわらず、別表 2 に規定する私費留学生枠（5 月 1 日現在在学者）の翌年度の給付対象者の内定者として取り扱うものとする。ただし、当該者が同年度の一般枠の給付対象者として決定された場合は、この限りでない。

（給付対象者の決定）

第 7 学長は、各研究科等の長からの推薦順位を参考に、給付対象者を決定し、速やかにその結果を各研究科等の長へ通知するものとする。

2 私費留学生枠の給付対象者の決定については、留学生の参加状況が公に評価されることが前提となっている事業に参加する者を優先するものとする。

(給付期間、給付金額等)

第8 納入期間は、当該年度限りとする。

第9 納付金額は、別表1又は別表2の納付金額区分に規定する金額とし、返還を要しない。

第10 納付は、当該年度の適切な時期に、原則として一括納付にて行うものとする。

(他の奨学生等との併給等)

第11 KDSによる奨学生は、他の制度による奨学生等との併給等を妨げない。ただし、本学独自の博士課程奨学生制度(KWS)その他の奨学生制度等において併給等が制限されている場合は、この限りでない。

(事務)

第12 KDSに関する事務は、学生支援部学生生活課において処理する。

(実施)

第13 この要領は、平成22年4月1日から実施し、平成22年度在学者から適用する。

附 記

- 1 この要領は、平成23年6月1日から実施し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 平成23年5月1日現在において博士課程に在籍する者で平成23年度の9月末までに修了予定であるものに係る奨学生の納付金額については、この要領による改正後の第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 記

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

別表1 (一般枠)

入学時期等 による区分	推薦区分		納付金額区分		申請 期限	推薦 期限		
	一般枠		修了期別区分	納付金額				
	給付 人數	各研究科 等からの 推薦数						
当該年度の 在学者 (5月1日現在)	33人	収容定員 の7%以内 (注1)	当該年度の9月末までの修了予定者(注2)	267,900円	5月末	6月末		
			上記以外の者	535,800円				

注1) 現員が収容定員を下回った場合は、現員とする。

注2) 当該年度の10月から3月までの間に標準修業年限を超える学生を含む。

別表2 (私費留学生枠)

入学時期等 による区分	推薦区分		納付金額区分		申請 期限	推薦 期限		
	私費留学生枠		入学時期等による区分 又は修了期別区分	納付金額				
	給付 人數	各研究科 等からの 推薦数						
当該年度の 在学者 (5月1日現在)	10人 程度 (注1)	5人 以内	内定者(注2)又は当該年度の9月末までの修了予定者	267,900円	5月末	6月末		
			上記以外の者	535,800円				
内定者として前期 に給付を受けた者 (注3)	若干名	若干名						
当該年度の 10月入学者	3人 程度	2人 以内		267,900円	11月末	12月末		

注1) 納付人數には、内定者数を内数として含む。

注2) 内定者については、内定に係る申請及び推薦は不要とする。

注3) 後期については、申請及び推薦を要する。